

インド特許プラクティスにおける追加特許のすすめ

2016年02月01日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

インド特許法によれば、追加特許を取得することが可能です。すなわち、既にファイルされた特許出願／発行済の特許の完全明細書中に記載／開示された発明（主発明）を改良／変更した発明に関し、追加特許としてファイルすることが可能です。

競合他社や市場の動向等をモニタリングし、特許出願後に新規の改良／変更が生じた場合に、別の新たな特許出願をファイルする代わりに、追加特許に係る特許出願としてファイルすることが可能です。これにより、種々のメリットが特許出願人／特許権者にもたらされます。以下に、インド特許法に規定の追加特許について説明します。

【全4頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.